

【質問／回答】 原市北地域包括支援センター運営業務(単価契約)公募型プロポーザル

番号	実施要領 ページ	仕様書 ページ	質問事項	回答
1	1		「実施要領 2業務の概要(2)」 ・期間満了後の再契約(契約更新)について、どのような形になるか。	令和8年度以降の契約については予算成立前のため現時点で明言できませんが、当市の地域包括支援センターは、これまで毎年度事業評価を行い、翌年度の単年度契約(随意契約)を締結しており、同様の流れを想定しております。
2	1	1	「実施要領 2業務の概要(5)」 「特記仕様書 2. 施設・設備」 ・施設・設備に関して、現行の施設・設備を賃貸で引き継ぐことは可能か。	現在、当市の地域包括支援センターは、市が保有する施設での運営はなく、受託法人において施設・設備を準備いただいております。 なお、原市北地域包括支援センターの現行受託法人に確認しましたところ、施設は同法人が借り受けています。現行受託法人としては、新たに受託する法人に明け渡す意向はあるとのことですが、賃貸借契約等の手続きは貸主との個別契約になります。
3	4		「実施要領 7参加資格(1)」 ・「センターの人員配置(特記仕様書P1)について確約ができること」について、確約の解釈は、採用活動中でも大丈夫か。	参加資格におけるセンターの人員配置の確約については、原市北地域包括支援センターの運営業務期間中において、人員配置を満たすことを約束できることを言います。新たに採用を行う他、法人内異動等による配置が考えられ、本プロポーザルの参加時点の状況を問うものではありませんが、開設時の欠員を許容するものではありません。
4			「その他」 ・前任からの引継ぎはどのような計画になるか。	書類番号(12)に記載のとおり、現在の運営法人との業務引き継ぎは、契約締結後から令和7年3月の期間中に行うことを想定しており、第1号介護予防支援の対象者引継ぎもこの期間に実施する予定です。 なお、介護予防支援及び第1号介護予防支援の対象者数は約170名です(令和6年9月国保連請求ベース)。 契約締結後すみやかに引継ぎを開始したいところですが、契約候補者の状況により人員配置や施設・設備の整備に要する期間が異なると推察されるため、詳細は契約候補者と協議します。
5		1	「特記仕様書 1.人員配置(専門職種の配置)」 ・現在、原市北地域包括支援センターに勤務されている方の転籍希望はあるか。	現在、当市の地域包括支援センターは、受託法人において人員配置をいただいております。雇用契約や人事に関して発注者側から関与することはございません。
6			「実施要領 別紙委託料」 「仕様書」 「包括的支援事業－地域包括支援センター運営事業－総合相談支援・権利擁護・包括的継続的ケアマネジメント事業－管理費一式」は、具体的に何に使う費用にあたるのか(事務所家賃費用等になるのか)。	「特記仕様書P7－包括的支援事業－3地域包括支援センターの運営事業－(1)総合相談支援・権利擁護・包括的継続的ケアマネジメント事業－④地域包括支援センターの運営に関する管理」に記載のとおりです。
7			「その他」 ・委託料の単価上限の見直しは、人件費等の上昇や、水道光熱費、燃料費等の費用の上昇に関する対応分として毎年行われるか。	委託料は毎年度、委託する事業内容、人件費・物価・光熱水費等における社会情勢などを考慮し、その増減について検討します。